

# 拠点校方式による部活動のチーム等の参加規定

大阪中学校体育連盟

## 1 趣旨

参加を承認する精神は、生徒数の減少等に伴う部活動の設置・運営が困難な状況に対して、生徒にとって望ましい部活動が展開されるよう、各学校の設置者（各市町村教育委員会・大阪府教育委員会）が行う拠点校方式による部活動や、各学校の設置者による拠点校方式の制度がない学校・種目間において、協定等による学校間の連携により編成される運動部（個人種目含む）のチーム等で大会の参加希望があった場合認めていく。なお、参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

## 2 条件

### ① 参加規定

ア、学校の設置者により、当該域内において、拠点校を定め編成される1つの運動部であること。  
この場合、原則として各市町村内※で編成するチーム等に限る。

※ 各市町村内で編成することが困難な場合は、当該市町村が所属する各地区内での編成を認めるが、当該学校の設置者間による広域連携の取組みであること。

もしくは、学校間で協定等を締結のうえ編成される1つの運動部であること。この場合、協定等を締結できる地域は、各市町村内に限る。

また、学校間の連携による編成は、あくまで在籍校に希望する部活動がないことによるものとする。

イ、拠点校の管理下で日常的に活動を行っていること。

ウ、拠点校を編成する関係校全てが本連盟に加盟していること。

エ、チーム等の名称は拠点校名とするが、拠点校であることが分かる形とする。

オ、大会参加に係る必要な手続き等は拠点校で行うこととし、参加申し込み手続きは、各専門部による。

カ、大会の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員※とする。

※ ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。

キ、拠点校方式によるチーム等の出場を認めた時は、専門委員長は大阪中体連事務局まで報告する。

策 定 令和 4 年 10 月 26 日

改 正 令和 5 年 3 月 8 日（2-②）

令和 8 年 3 月 10 日（趣旨、2-①）